

岡崎市監査委員公告第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年11月27日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

措置の通知書（こども部こども育成課）

令和5年3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第20号関係分

令和5年11月29日まで

監査結果	措置状況
六名会館2階コンファレンス ルームに係る行政財産目的外使 用許可について、使用実態の把握 が十分に行われないまま許可が されており、実態と乖離している ため、適正な処理をされたい。	使用実態と乖離のない行政財産目的外使用許 可が行えるよう、令和6年度から団体と協議を 重ねた。その結果、許可範囲外で専用的に使用 されていた場所を返却させた。 通年・日割り利用する範囲と許可内容が一致 するように現地改修工事を行い、使用範囲を明 確にした。